日税研メールマガジン　vol.99
（平成27年6月15日発行）
公益財団法人日本税務研究センター

■Article■……

公正処理基準／役員退職給与の分掌変更をめぐって／裁決と判決

税理士　朝倉　洋子

……

Ⅰ　はじめに

役員退職給与の分掌変更というテーマを巡っては、数多くの判決・裁決が提起されており、TAINSに収録されている事案に限っても、平成27年６月１日現在、37件が収録されている（５頁以下 一覧表参照）。

中でも、平成24年12月18日の非公開裁決（F0-2-506）は、分掌変更による役員退職給与の分割支給について、実質的に退職したと同様の事情にあるとは認められないとし、退職したことに起因して一時的に支払われる給与、すなわち、役員退職給与として取り扱うことはできないとした上で、これを「法人税法第34条第１項第１号から第３号までに規定するいずれの給与にも該当しない役員給与であるから、損金の額に算入されない。したがって、本件金員に不相当に高額な部分の金額があるか否かについては判断するまでもない。」という初めての判断を示していた（「新版　検証　税法上の不確定概念」127頁）。

つまり、平成18年の会社法の改正に従って改正された法人税法34条１項に掲げる①定期同額給与、②事前確定届出給与、③利益連動給与以外の給与として、損金の額に算入しないという判断が国税不服審判所の裁決として示されていたのである。

ところが別件ではあるが、この国税不服審判所の判断は、平成27年２月26日東京地裁において、公正処理基準により納税者勝訴という判決が示され、国側は控訴せず、一審で確定した。今回は、この事件を紹介する。

Ⅱ　事案の概要

この事件は、原告の創業者である役員乙が原告の代表取締役を辞任して非常勤取締役となったことに伴い、乙に対する退職慰労金として２億5000万円を支給することを決定し、平成19年８月期に7500万円を支払い、さらに平成20年８月期にその一部である１億2500万円（第二金員）を支払い、本件第二金員が退職給与に該当することを前提として、損金の額に算入し、また、本件第二金員が退職所得に該当することを前提として計算した源泉所得税額を納付したところ、処分行政庁から本件第二金員は退職給与に該当せず損金の額に算入することはできないとして更正処分等を受け、また、本件第二金員は退職所得に該当しないとして、賞与であることを前提に計算される源泉所得税額と、原告の納付額との差額について納税の告知処分等を受けたことから、その取消しを求めるとともに、本件納付金等の返還を求めたという事案である。

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

Ⅲ　争点

争点は、次の６点である。

（１）本件納税の告知処分の適法性、

争点１　本件第二金員が退職基因要件を満たしているか否か

争点２　本件第二金員が労務対価要件を満たしているか否か

争点３　本件第二金員が一時金要件を満たしているか否か

（２）更正処分等の適法性

争点４　本件第二金員が法人税法上の退職給与に該当するか否か

争点５　本件第二金員を平成20年８月期の損金の額に算入できるか否か

争点６　本件更正通知書における理由付記に不備があるか否か

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊／＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊／＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊／＊＊＊＊＊／

Ⅳ　東京地裁の判断

（１）本件第二金員は、退職慰労金の一部として支払われたものであり、退職基因要件、労務対価要件及び一時金要件のいずれも満たしているものと解すべきであるから、所得税法上の退職所得に該当するというべきである。

（２）原告は、本件第二金員が退職所得に当たることを前提として、本件第二金員に対する源泉所得税2203万2000円を納付したのであり、本件第二金員が退職所得に当たらず、給与所得に該当することを前提としてされた告知処分等はいずれも違法であり、取消しを免れない。

（３）源泉徴収による国税の納税義務は、源泉徴収の対象となる所得の支払の時に成立し同時に納付すべき税額が確定するものであるところ、原告が告知処分等を受けて納付した金員は、その徴収義務がないにもかかわらず納付されたもの（誤納金）であるから、被告は、原告に対し、遅滞なく、これを金銭で還付しなければならない。

（４）本件第二金員は、退職慰労金の一部として支払われたものであり、法人税法上の退職給与に該当し、かつ、本件第二金員を現実に支払った平成20年８月期の損金の額に算入することができるというべきである。したがって、本件更正処分等は、第二金員が退職給与に該当しないことを前提としてされた点において違法であるというべきである。

（５）そして、本件第二金員が退職給与に該当するものとして平成20年８月期の損金の額に算入した上で、平成20年８月期の法人税に係る所得金額及び納付すべき法人税額を算定した結果、本件更正処分のうち、当初申告所得金額、納付すべき法人税額を超える部分及び過少申告加算税賦課処分は、いずれも違法であり、取消しを免れない。

（６）本件通達ただし書の趣旨は、①事業年度の中途において、役員が病気や死亡等により退職したため、取締役会等で内定した退職給与の額を実際に支給するものの、当該退職給与に係る株主総会等の決議が翌事業年度に実施され

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

るという場合において、原則的な取扱いにより支給時の損金算入を認めないとすることは、役員に対する退職給与の支給の実態から見て相当ではなく、また、②株主総会の決議等により退職給与の額を定めた場合においても、役員であるという理由で、短期的な資金繰りがつくまでは実際の支払をしないということも、企業の実態として十分あり得ることであり、このような場合においても、原則的な取扱いにより支給時の損金算入を認めないとするのは、企業の実情に反することから、法人が、役員に対する退職給与の額につき、これを実際に支払った日の属する事業年度で損金経理することとした場合には、税務上もこれを認めることとしたものであると解される。

（７）法人税基本通達は、課税庁における法人税法の解釈基準や運用方針を明らかにするものであり、行政組織の内部において拘束力を持つものにすぎず、法令としての効力を有するものではない。しかしながら、租税行政が法人税基本通達に依拠して行われているという実情を勘案すれば、企業が、法人税基本通達をもしんしゃくして、企業における会計処理の方法を検討することは、それ自体至極自然なことであるということができる。さらに、金融商品取引法が適用されない中小企業においては、企業会計原則を初めとする会計基準よりも、法人税法上の計算処理（税務会計）に依拠して企業会計を行っている場合が多いという実態があるものと認められるところ、少なくともそのような中小企業との関係においては、本件通達ただし書に依拠した支給年度損金経理は、一般に公正妥当な会計慣行の一つであるというべきである。

（８）以上によれば、原告の請求はいずれも理由があるから、これらを認容することとして、主文のとおり判決する。

Ｖ　コメント

一般に、役員退職給与の支給に際して、多くの税理士が困難に直面するのは、役員退職給与の支給金額は一般に高額であり、毎年回帰的に発生する事案ではない上に、法令にも通達にも定めのない「功績倍率」や「１年当たり平均額法」によって「不相当に高額」であるか否かが判断されることが多いという実態がある。

加えて、長年にわたって、中小企業を支えてきた創業者社長の退職に当たっては、支給金額は高額となることから、資金繰りに窮する場合や、赤字になった場合には金融機関との関係にも配慮しなければならない。

しかも、不相当に高額でないということを立証したくとも、功績倍率の基礎となる類似同業者の抽出は、納税者の側からは入手することが不可能であるという厳しい現実に阻まれているのが実態である（参考　４頁以下一覧表）。

この事件は、分掌変更における役員退職給与の損金算入時期について、通達を重視した国税不服審判所裁決を覆し、我が国において法人企業の大多数を占める中小企業の実態に即し、資金繰り等の理由により、役員退職給与を分割して支給

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

せざるを得ない場合も「十分あり得ること」とした上で、「このような場合においても、原則的な取扱いにより支給時の損金算入を認めないとするのは、企業の実情に反することから、法人が、役員に対する退職給与の額につき、これを実際に支払った日の属する事業年度で損金経理することとした場合には、税務上もこれを認めることとしたものである。」と判断した。

さらに、法人税基本通達は、行政組織の内部において拘束力を持つものにすぎず、法令としての効力を有するものではないということを確認した上で、「金融商品取引法が適用されない中小企業においては、企業会計原則を初めとする会計基準よりも、法人税法上の計算処理（税務会計）に依拠して企業会計を行っている場合が多いという実態があるものと認められるところ、少なくともそのような中小企業との関係においては、本件通達ただし書に依拠した支給年度損金経理は、一般に公正妥当な会計慣行の一つであるというべきである。」と判示した。

まさに、多くの実務家が、租税法律主義の基本に立ち返り目が覚める思いでこの判決書を読み返すことと思われる。

国税不服審判所の裁決と税務訴訟の判決との比較対比においても、貴重な資料と位置づけられる判決として、紹介させていただいた次第である。

役員退職給与　分掌変更　裁決 20 件一覧表

No.	年月日	TAINS コード	内容	結末
1	平 24-12-18	F0-2-506	（適正給与額／不相当に高額な部分の金額の判断）同業種で売上金額が倍半基準内にある同業類似法人の代表取締役及び取締役に対して支給した役員給与の最高額を適正給与額 とすることは、当該役員給与を支給した法人の特殊事情が反映されるから相当とはいえず 、また、同業類似法人の中に、たまたま不相当に高額な部分の金額が含まれた役員給与を 支給しているものがあったときは明らかに不合理な結論となることから、代表取締役及び 取締役に対して支給した役員給与の最高額の平均額をもって適正給与額とすることが、合 理的かつ客観的であるというべきであるとされた事例（平成 18 年３月１日～平成 22 年 ２月 28 日までの各事業年度の法人税の各更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定処分 ・棄却）（平成 24 年 12 月 18 日裁決）【沖裁（法）平 24 第５号】　【情報公開法第９条第１項による開示情報】	棄却
2	平 24-12-18	J86-3-18	（役員退職給与）役員の分掌変更の翌事業年度に支払われた金員を当該役員に対する退 職給与として取り扱うことはできないとした事例（①平 19. ９. １～平 20. ８. 31 の事業年度の法人税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分、②平 20. ８月分の 源泉徴収に係る所得税の納税告知処分及び不納付加算税の賦課決定処分・棄却・平 24－03－27 公表裁決）【国税不服審判所ホームページ	棄却
3	平 22-07-02	F0-2-513	（役員退職給与／実質的に退職したとは認められないとされた事例）前理事長は、分掌 変更後も、理事として理事会に出席するなど、重要な事項の決定等役員としての職務を行っており、給与の激減、職務内容の激変も認められないから、役員退職給与として取り扱うことはできないとされた事例（平成 18 年４月１日～平成 20 年３月 31 日までの各事 業年度の法人税の各更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定処分・棄却）（平成 22 年 ７月２日裁決）【東裁（法・諸）平 22 第４号】【情報公開法第９条第１項による開示情報】	棄却

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

No.	年月日	TAINS コード	内容	結末
4	平21-12-17	F0-2-355	（役員退職給与／退職の事実）代表取締役Ａは退職したものとは認められず、退職金は Ａの退職により支払われたものと認めることはできないから、臨時的に支払われた給与で あり、法人税法第３４条第１項に規定する損金の額に算入されない役員給与に該当し、請 求人は、本件退職金をＡに支払う際、賞与としての所得税の源泉徴収義務を負うことになると認定された事例（平成 18 年４月１日から平成 19 年３月 31 日までの事業年度の法人税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分、加算税の各賦課決定処分・一部取消 し・平 21－12－17 裁決）【札裁（法・諸）平 21 第 12 号】【情報公開法第９条第１項による開示情報】	一部取消し
5	平20-01-26	F0-2-346	学校法人が理事長に支払った金員は給与所得）学校法人が理事長の使用人身分である校長職の辞職に伴い支給した金員は給与所得（賞与）であるとされた事例（平成 17 年４ 月及び平成 18 年４月の各月分の源泉徴収に係る所得税の各納税告知処分及び不納付加算税の各賦課決定処分・棄却・平 20－01－26 裁決）【東裁（諸）平 19－94】【情報公開法第９条第１項による開示情報】	棄却
6	平19-05-30	F0-2-342	（同族会社行為計算否認／過大報酬・過大退職給与）同族会社の行為計算否認規定を適用して過大役員報酬を損金の額に算入しなかったことは相当であると判断した事例（平成 14 年７月１日から平成 17 年６月 30 日までの各事業年度の法人税の各更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定処分、平成 16 年６月分の源泉徴収に係る所得税の納税告知処 分及び不納付加算税の賦課決定処分・棄却・平 19－05－30 裁決）　【福裁（法・諸）平 18－19】	棄却
7	平19-04-13	F0-2-307	（退職の事実／医療法人の理事長に支払った役員退職給与）医療法人の理事長の職務には 、医療法上「業務を総理する」旨の規定があり、特定の業務の分掌つまり分掌変更という概念がないものと認められ、退任したとする平成 15 年３月 31 日以降も、理事長として の最終的な判断を行うに何ら支障のない状態であったと認められることから、実質的に退職したと同様な事情があったとは認められないと判断され、請求人が前理事長に対して支給した金員は臨時的な給与であり、役員賞与として損金の額に算入することはできないとされた事例（平成 14 年４月１日から平成 15 年３月 31 日までの事業年度の法人税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分並びに平成 15 年３月分の源泉徴収に係る所得税の納税告知処分及び不納付加算税の賦課決定処分・棄却・平 19－04－13 裁決）　【東裁（法・諸）平 18－231】【情報公開法第９条第１項による開示情報】	棄却
8	平18-11-28	F0-2-277	（役員退職給与における退職の事実とみなし役員の認定賞与）　前代表者は、取締役の辞 任を契機として、その地位を追われ、経営の第一線からの引退を余儀なくされたものであり、その辞任後は、過去の功績に報いるために与えられた名誉職である会長として、単に名義上存しているにすぎず、同人が請求人の経営に従事しているということはできないから、請求人の役員を退職したものと認めるのが相当であるとされた事例（平成 13 年 11 月１日～平成 14 年 10 月 31 日までの事業年度の法人税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分・全部取消し・平 18－11－28 裁決）【情報公開法第９条第１項による開示情報】	全部取消し
9	H18-03-09	F0-2-328	（役員退職給与／分掌変更／退職の事実）元代表取締役Ａは、所有株式を通じていつでも経営に参画できる状況にあり、引き続き経営上主要な地位を占めているものと解されるから、役員の分掌変更により役員としての地位又は職務の内容が激変し実質的に退職したと同様の事情にあるとは認められないとされた事例（平成 15 年８月１日から平成 16 年７月 31 日までの事業年度の法人税の更正処分等及び平成 16 年７月から平成 16 年 12 月までの期間分の源泉所得税の納税告知処分等・棄却・平 18－03－09 裁決）【高裁（法・諸）平 17－15】【情報公開法第９条第１項による開示情報】	棄却
10	平17-09-22	F0-2-289	（退職の事実／学校法人理事長退職金の源泉所得税）学校法人の理事長に対し退職金と して支払われた金員について「退職」の事実がなく、勤務関係は終了したということはできないとされた事例（平成 14 年６月分の源泉徴収に係る所得税の納税告知処分及び不納 付加算税の賦課決定処分・棄却・平 17－09－22 裁決）	棄却

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

No.	年月日	TAINS コード	内容	結末
11	平17-03-29	F0-2-219	（役員退職給与／退職の事実と仮装隠ぺい）役員退職金を架空に計上したことは隠ぺい 仮装に該当するから重加算税の賦課決定処分は適法であるとされた事例（平成 11 年 11 月１日～平成 12 年 10 月 31 日までの事業年度の法人税に係る更正処分及び重加算税の賦課決定処分・棄却、平成 11 年 11 月１日～平成 12 年 10 月 31 日までの課税期間の消費税及び地方消費税にかかる更正処分・一部取消し、平成 12 年１月～同年６月までの期間分の源泉所得税の納税告知処分及び不納付加算税の賦課決定処分・一部取消し、平成 12 年７月～同年 12 月までの期間分の源泉所得税の各還付金に係る各充当処分・一部取 消し・平 17－03－29 裁決）【情報公開法第９条第１項による開示情報】	一部取消し
12	平16-12-01	F0-2-221	（役員退職給与／分掌変更）審査請求人は解散を予定し役員退職給与を支払い、役員報 酬額を大幅に減額したが、その後、規模を縮小して引き続き活動していることから、役員が退職した事実はなく、また、基本通達９－２－23 に定める実質的に退職したと同様の 事情があるとも認められないとして、役員退職給与の損金算入が否認された事例（平 13．10．１～平 14．９．30 事業年度の法人税の更正処分並びに平成 14 年６月分の源泉徴収に係る所得税の納税告知処分及び不納付加算税の賦課決定処分・棄却、一部取消し・平 16－12－01 裁決）【情報公開法第９条第１項による開示情報】	一部取消し
13	平16-10-25	F0-2-175	（役員退職給与／分掌変更）　元代表取締役に対し未払金として計上した分掌変更に伴う 役員退職給与の額を、損金の額に算入することはできないとされた事例（平成 11 年 12 月１日～平成 12 年 11 月 30 日事業年度の法人税の更正処分及び過少申告加算税の賦課 決定処分・棄却・平 16－10－25 裁決）	棄却
14	平16-10-25	F0-2-222	（役員退職給与／分掌変更）請求人が分掌変更に伴い未払経理した元代表取締役に対する本件退職金について、法人税法基本通達９－２－23 の適用はないから本件事業年度の損金の額に算入することはできないとした事例（平 12．４．１～平 13．３．31 までの事業年度の法人税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分・棄却・平 16－10－25 裁決）【情報公開法第９条第１項による開示情報】	棄却
15	平16-07-09	F0-2-223	（役員退職給与／分掌変更）審査請求人の代表取締役を辞任し監査役に就任したＡは、 分掌変更後も、経営上の主要な地位にあり、報酬が激減したとする事実も認められないことから、実質的に退職したと同様の事情にあるとはいえないとして、Ａの退職金として支給した退職金等は役員賞与に当たるとした事例（平 11．８．１～平 12．７．31 事業 年度以後の法人税の青色申告の承認の取消処分、平 11．８．１～平 13．７．31 各事 業年度の法人税の各更正処分及び重加算税の各賦課決定処分・棄却・平 16－07－09 裁決）【情報公開法第９条第１項による開示情報】	棄却
16	平16-06-25	F0-2-261	（認定賞与／分掌変更に伴う報酬の半減と役員退職給与）単に役員の分掌変更等があり 、役員報酬が半減されたことをもって、一律に実質的に退職したと同様の事情にあるものとすることはできず賞与と認定された事例（平成 13 年４月１日～平成 14 年３月 31 日までの事業年度の法人税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分並びに平成 15 年３月分の源泉徴収に係る所得税の納税告知処分及び不納付加算税の賦課決定処分・棄却・ 平 16－06－25 裁決）【情報公開法第９条第１項による開示情報】	棄却
17	平14-06-13	J63-3-21	（役員の過大報酬及び過大退職給与の判定）取締役会長に支払われた役員報酬及び役員退職給与には、不相当に高額な部分の金額が含まれているとは認められないとした事例（ 平９．８．１～平 12．７．31 各事業年度の法人税に係る各更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定処分並びに平９．３月、10 月、平 10．10 月の各月分の源泉徴収に係る所得税の各納税告知処分及び不納付加算税の各賦課決定処分・全部取消・平 14－06－13 裁決）【裁決事例集第 63 集 309 頁】	全部取消し
18	平13-09-27	F0-2-120	役員退職給与の債務の確定と重加算税）役員の死亡退職給与の支給が有効に確定していなかったと認めるのが相当であるが、事実を隠ぺい仮装した事実は認められないとして重加算税の賦課決定処分を取り消した事例（平成８年４月１日から平成９年３月 31 日までの事業年度の法人税の更正処分・全部取消し、平成９年４月１日から平成 10 年３月３１日までの事業年度の更正処分及び賦課決定処分・一部取消し、平 13－09－27 裁決 ）【関裁（法）平 13－13】【情報公開法第９条第１項による開示情報】	一部取消し

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

No.	年月日	TAINS コード	内容	結末
19	平 02-02-15	F0-2-023	（過大役員退職給与）退職役員が、引き続き経営に参画し、経営上主要な地位を占めている事実が認められる場合には、報酬月額が退職前に比し、50 パーセント以上減少したか否かの判断をするまでもなく、実質的に退職したと同様な事情があるとすることはできないと判断した事例（昭 59. ７. １～昭 60. ６. 30 までの事業年度の法人税の更正 処分等・棄却、源泉所得税の納税告知処分・棄却、不納付加算税の賦課決定処分・一部取 消し・平 02－02－15 裁決）【情報公開法第９条第１項による開示情報】	一部取消し
20	昭 56-06-23	J22-3-05	（役員退職給与）代表取締役から取締役への分掌変更に伴い支給した役員退職金について損金算入が認められないとした事例（棄却）（昭和 54 年５月１日～昭和 55 年４月 30 日事業年度法人税・昭 56―06―23 裁決）	棄却

役員退職給与　分掌変更　判決 17 件一覧表

No.	年月日	TAINS コード	内容	結末
1	平 27-02-26 東京地裁	Z888-1918	東京地方裁判所平成 24 年（行ウ）第 592 号法人税更正処分取消等請求事件（全部取消し）（確定）（納税者勝訴）国側当事者・国 Ｐ税務署長 平成 27 年２月 26（変更判決 27 年３月３）日判決 【分掌変更による役員退職給与の分割における損金算入時期】	全部取消し 確定
2	平 23-04-14 京都地裁	Z261-11669	京都地方裁判所平成 20 年（行ウ）第 23 号　納税告知処分等取消請求事件（第１事件、 認容）、平成 20 年（行ウ）第 37 号　過誤納金返還請求事件（第２事件、一部認容、棄却）（確定） 国側当事者・国 平成 23 年４月 14 日判決【税務訴訟資料　第 261 号－79（順号 11669）】 【裁判所ホームページ下級審裁判例集】【情報公開法第９条第１項による開示情報】 【役員退職給与／分掌変更と退職所得の要件】【税務大学校ホームページ】	一部認容 確定
3	平 21-03-10 長崎地裁	Z259-11153	長崎地方裁判所平成 19 年（行ウ）第 12 号法人税更正処分等取消請求事件（一部認容）（確定） 国側当事者・国（長崎税務署長） 平成 21 年３月 10 日判決【税務訴訟資料　第 259 号－40（順号 11153）】 【過大役員退職給与／不相当に高額】【税務大学校ホームページ】	一部認容 確定
4	平 20-06-27 東京地裁	Z258-10977	東京地方裁判所平成 18 年（行ウ）第 466 号法人税更正処分取消等請求事件（第１事件）（一部取消し）、平成 19 年（行ウ）第 270 号所得税更正処分取消等請求事件（第２事件）（全部取消し）（確定） 国側当事者・国（徳島税務署長）平成 20 年６月 27 日判決【税務訴訟資料 第 258 号－119（順号 10977）】 【情報公開法第９条第１項による開示情報】【判例タイムズ 1292 号 161 頁】【筆頭株主の分掌変更における退職の事実と所得区分】	全部取消し 確定
5	平 20-02-29 大阪地裁	Z258-10909	大阪地方裁判所平成 17 年（行ウ）第 102 号納税告知処分取消等請求事件（全部取消し）（確定）（納税者勝訴）国側当事者・国（門真税務署長） 平成 20 年２月 29 日判決【税務訴訟資料 第 258 号－51（順号 10909）】【判例タイムズ 1268 号 164 頁】【退職所得／学校法人理事長の校長退職、学長就任に伴い支払われた金員】	全部取消し 確定
6	平 18-02-10 京都地裁	Z256-10309	京都地方裁判所平成 16 年（行ウ）第 34 号更正処分等取消請求事件（棄却）（控訴） 国側当事者・中京税務署長 平成 18 年２月 10 日判決【税務訴訟資料　第 256 号－49（順号 10309）】【情報公開法第９条第１項による開示情報】【認定賞与と分掌変更／役員退職給与における退職の事実の有無】	控訴 棄却
7	平 17-12-06 東京地裁	Z255-10219	東京地方裁判所平成 16 年（行ウ）第 155 号法人税更正処分等取消請求事件（棄却）（控訴） 国側当事者・蒲田税務署長 平成 17 年 12 月６日判決【税務訴訟資料 第 255 号－338（順号 10219）】 【役員退職給与／分掌変更】	控訴 棄却

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

No.	年月日	TAINS コード	内容	結末
8	平 17-02-04 東京地裁	Z255-09925	東京地方裁判所平成 15 年（行ウ）第 574 号法人税更正処分等取消請求事件（棄却）（控訴） 国側当事者・葛飾税務署長 平成 17 年２月４日判決【税務訴訟資料 第 255 号－44（順号 9925）】【役員退職給与／分掌変更】【訟務月報 52 巻８号 2610 頁】	控訴棄却
9	平 17-01-13 熊本地裁	Z255-09888	熊本地方裁判所平成 14 年（ワ）第 1150 号損害賠償請求事件（棄却）（控訴）国側当事者・国 平成 17 年１月 13 日判決【税務訴訟資料 第 255 号－７（順号 9888）】【国家賠償請求事件／課税処分の違法性】	控訴棄却
10	平 13-02-28 神戸地裁	Z250-8848	神戸地方裁判所平成 11 年（行ウ）第 25 号所得税賦課決定処分取消等請求事件（棄却）（確定） 国側当事者・龍野税務署長、国 平成 13 年２月 28 日判決【税務訴訟資料　第 250 号　順号 8848】【源泉徴収義務／高度障害保険金又は見舞金か退職手当か】	確定棄却
11	平 18-10-25 大阪高裁	Z256-10553	大阪高等裁判所平成 18 年（行コ）第 22 号更正処分等取消請求控訴事件（棄却）（上告） 国側当事者・中京税務署長 平成 18 年 10 月 25 日判決【税務訴訟資料 第 256 号－293（順号 10553）】【情報公開法第９条第１項による開示情報】【分掌変更／役員退職給与における退職の事実の有無】	上告棄却
12	平 18-07-06 福岡高裁	Z256-10448	福岡高等裁判所平成 17 年（ネ）第 155 号損害賠償請求控訴事件（棄却）（確定） 国側当事者・国 平成 18 年７月６日判決【税務訴訟資料　第 256 号－188（順号 10448）】【国家賠償請求事件／課税処分の違法性】	確定棄却
13	平 18-06-13 東京高裁	Z256-10425	東京高等裁判所平成 18 年（行コ）第 15 号法人税更正処分等取消請求控訴事件（棄却）（確定） 国側当事者・蒲田税務署長 平成 18 年６月 13 日判決【税務訴訟資料　第 256 号－165（順号 10425）】【役員退職給与／分掌変更】	確定棄却
14	平 17-12-09 東京高裁	Z255-10223	東京高等裁判所平成 17 年（行サ）第 141 号法人税更正処分等取消請求上告提起事件（却下）（確定） 国側当事者・葛飾税務署長 平成 17 年 12 月９日決定【税務訴訟資料　第 255 号－342（順号 10223）】【上告理由書不提出／役員退職給与／分掌変更】	確定却下
15	平 17-09-29 東京高裁	Z255-10145	東京高等裁判所平成 17 年（行コ）第 78 号法人税更正処分等取消請求控訴事件（棄却）（上告）国側当事者・葛飾税務署長 平成１７年９月 29 日判決【税務訴訟資料 第 255 号－264（順号 10145）】【役員退職給与／分掌変更】【訟務月報 52 巻８号 2602 頁】	上告棄却
16	平 19-03-13 最高裁	Z257-10652	最高裁判所（第三小法廷）平成 19 年（行ツ）第 37 号、平成 19 年（行ヒ）第 32 号更 正処分等取消請求上告及び上告受理申立事件（棄却・不受理）（確定） 国側当事者・中京税務署長 平成 19 年３月 13 日【税務訴訟資料　第 257 号－43（順号 10652）】【上告不受理・棄却／分掌変更／役員退職給与における退職の事実の有無】	上告不受理確定
17	平 18-03-16 最高裁	Z256-10347	最高裁判所（第一小法廷）平成 18 年（行ヒ）第５号法人税更正処分取消請求上告受理申 立事件（不受理）（確定） 国側当事者・葛飾税務署長 平成 18 年３月 16 日決定【税務訴訟資料　第 256 号－87（順号 10347）】【上告不受理／役員退職給与／分掌変更】	不受理確定

以上

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。